

薬生食監発 1204 第 2 号
令和 2 年 12 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る
厚生労働大臣の承認について（一部改正）

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）に基づく乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る厚生労働大臣の承認については、平成 9 年 1 月 29 日付け衛乳第 27 号（最終改正：平成 28 年 5 月 9 日付け生食監発 0509 第 1 号。以下「通知」という。）に基づき取扱いをお願いしているところです。

今般、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 194 号）により、乳等省令から乳等の容器包装等に係る規定が削除されました。

については、別添新旧対照表のとおり通知を改正し、別紙のとおりとするので、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。